

広島空港アクセス福山／尾道／三原路線利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が広島空港アクセス福山／尾道／三原路線利用促進業務の受託者を公募するに当たり、基本的事項を定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、広島空港と福山市内及び尾道市内並びに三原市内を運行している空港アクセス路線※¹（以下、それぞれ「福山路線」及び「尾道路線」並びに「三原路線」という。）において、中長期的に持続可能な路線の実現に向けて、各種メディア等を活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開し、各路線はもとより、広島空港を利用した広島県東部地域（福山・尾道・三原）の認知度及び興味・関心を高めることで、路線利用者増加を後押しし、もって広島空港及び周辺施設の利用拡大を図るものである。

※¹ 各路線の概要についての詳細は、以下 URL を参照

【福山路線】 リムジンバス <https://www.chugokubus.jp/limousine>

乗合タクシー <https://onofuku-hiroshimaairport.jp/>

【尾道路線】 乗合タクシー <https://taihei-kotsu.com/onomichi-airport-liner/>

【三原路線】 リムジンバス <https://www.chugokubus.jp/limousine>

2 事業予算額

12,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

※観光需要取込みのため、遅くとも 10 月初旬には、利用促進のプロモーション等を開始すること。

4 業務の内容

（１）K P I（路線の利用者増加に係る指標）

ア 福山路線

リムジンバス 乗客数：22,500 人※²

乗合タクシー 一便当たりの乗客数：3.5 人／便※³

イ 尾道路線

乗合タクシー 一便当たりの乗客数：3 人／便※³

ウ 三原路線

リムジンバス 乗客数：14,900 人※²

※² 本業務による取組効果の発現期間（R8.10 月～R9.3 月）における乗車数の累計とする

※³ 本業務による取組効果の発現期間（R8.10 月～R9.3 月）における利用者の平均値とする

(2) 各路線の概要及び課題

路線	概要及び課題	金額・運行方法
福山	【リムジンバス】 コロナ禍前より運行しているが、コロナ禍後、運転手不足等に伴い、運行ダイヤが12往復から6往復に減便され、航空便との接続における空白時間帯が複数発生している。	■ 金額 1,600 円 ■ 運行方法 定時運行（予約不要）
	【乗合タクシー】 リムジンバスの空白時間帯を中心に、令和7年11月から3か月間実証運行を行い、より採算性を高める運行ダイヤに見直した上で、令和8年2月から本格運行を開始した。運行開始間もないため、周知拡大が必要。 福山市内は観光客が少ないため、ビジネス客の利用促進にも取り組む必要がある。	■ 金額 4,500 円 ■ 運行方法 定時運行（予約可能）
尾道	【乗合タクシー】 コロナ禍前より単独1社による乗合タクシー（名称：でべライナー）が運行されていたが、コロナ禍後、運行事業者の運転手不足等に伴い、定時運行（4往復／日）からデマンド運行（WEB 事前予約）へと変更された。令和7年11月から3か月間の複数社による実証運行を行った上で、令和8年2月から新規1社を加えた2社による乗合タクシー（名称：尾道エアポートライナー、デマンド運行（1便のみ定時運行））による本格運行を開始した。 尾道エアポートライナーでの運行開始間もないため、周知拡大が必要。 インバウンド客利用の増加も見込めるが、LPの多言語対応（英語対応のみ可能）など環境整備が不十分である。	■ 金額 4,000 円 ■ 運行方法 デマンド運行 空港始発便のみ定時運行 （予約可能）
三原	【リムジンバス】 コロナ禍前より運行しているが、コロナ禍後、運転手不足等に伴い、運行ダイヤが11往復から4往復に減便され、航空便との接続における空白時間帯が複数発生している。 福山路線リムジンバスの空白時間帯を補完するダイヤ編成になっており、三原路線を利用して三原駅に移動後、JRに乗り換えて尾道・福山方面へ移動できるようになっている。	■ 金額 1,000 円 ■ 運行方法 定時運行（予約不要）

(3) 取組方針

ア 目論見（仮説）

K P I の達成に向けた課題を明らかにし、その課題解決に向けた具体的な目論見（仮説）を立てた上で、時機を逸することなく効果的かつ戦略的に実施すること。

イ P D C A

目論見（仮説）に基づき、取組ごとにK P I 達成に資するアウトプット指標を設定するとともに、業務期間中も定期的に各アウトプット指標を検証・分析することにより、P D C Aサイクルを適切に回し、当初の目論見からの変調を具に発見し取組の早期改善につなげるなど、実効性を意識した業務マネジメントを徹底すること。

(4) ターゲティング

路線	メインターゲット	サブターゲット
福山	① 観光目的 ② 首都圏及び広島空港直行便就航地域（国内） ③ 20～60 代女性、40～60 代夫婦	① ビジネス目的 ② 首都圏及び福山市内 ③ 40～50 代男性
尾道 三原		① 観光目的 ② 欧米豪・アジア圏 ③ F I T（海外個人旅行者）

(5) 取組内容

K P I の達成に向けて、上記 2（業務予算額）の範囲内において、取組成果の最大化の観点から、下記①～⑥に掲げる取組内容について、戦略的かつ効果的に組み合わせて実施すること。

① Attention（注意喚起）

ターゲット層に対し、対象のアクセス路線を利用することで広島県東部地域を効率よく移動できることを認知してもらうため、次の施策を実施する。

ア オンライン施策

目を引くビジュアルやキャッチコピーを用いたディスプレイ広告の配信や広島空港H P 内への特設ページの設置を行うことで、路線の利便性を訴求する。

イ オフライン施策

空港や駅等でのポスター・デジタルサイネージ等の掲出、観光・宿泊施設等へのチラシ配布等

② Interest（興味喚起）

ターゲット層が、広島空港から広島県東部地域へのアクセス手段としての対象路線の利用方法や利便性に興味を持つような施策を、次に挙げる視点も考慮し実施する。

ア 東部地域アクセス間の相互補完利用

福山・尾道・三原路線は、それぞれが空白時間帯を補完するダイヤ編成になっている特性を踏まえ、片道福山路線、片道三原路線利用など相互に利用できる利便性を訴求する。

イ 広島県西部・東部地域アクセスの相互利用促進

広島空港アクセス路線利用者の80%近くが、広島市内行リムジンバス（「広島路線」という。）を利用するという特性を踏まえ、東部地域への周遊を促すとともに、往路もしくは復路としての福山／尾道／三原路線を提示することで利用を促進する。

③ Search（検索促進）

ターゲット層が、福山・尾道・三原路線についてさらに調べたくなるよう、検索行動を促進する施策を実施する。

ア 既存のWebページの改訂

空港HPや交通事業者HPにおいて、利用者がより簡単に情報を取得できるように各主体と協議・調整の上、必要に応じて改訂を行う。なお、改訂は、各主体が自ら情報更新が行える環境を併せて整備すること。

イ 専用Webページの作成

（ア）福山・尾道・三原路線に関する情報（アクセス手段、料金、時刻表など）、観光地までのアクセス路線を利用したルートなどを掲載した特設ページを制作。

（イ）リスティング広告を実施し、特設ページへの流入を促進。

④ Action（行動喚起）

ターゲット層が実際に福山・尾道・三原を訪れ、福山・尾道・三原路線を利用する行動を促進する施策を実施する。

ア 予約・利用の簡便化

メインターゲット及びサブターゲットが予約・利用するに当たり、障壁となっていることを明らかにし、課題解決に資する取組を実施する。

イ その他

KPIの達成に資すると思われる施策を提案の上、実施する。

⑤ Share（共有促進）

アクセス路線の利用体験の共有を促進する施策を実施すること。

⑥ 利用者アンケート

対象路線の利用者の属性や運行課題等について把握するため、利用者等を対象としたアンケートを実施する。

5 成果品及び提出期限

業務実施報告書（任意様式） 紙媒体及び電子データ〔提出期限：令和9年3月31日〕

6 契約に関する条件等

(1) 再委託

受託者は、協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 機密情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、機密情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

(1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。